

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市長タウンミーティングの開催方法が不明瞭	市長タウンミーティングの開催方法について、以下の点が不明瞭なため確認させていただきます。 市のウェブサイト「開催した」という報告はありますが、「開催予定」や「参加者募集」に関する案内は、市ウェブサイト・市報すいたのいずれにも見当たりません。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018572/index.html このことから、タウンミーティングは「団体が申し込み、その団体のみが市長と意見交換を行う形式」であると推察されます。 しかし、ウェブサイトの説明文には「開催を申し込んだ団体しか参加できない」と明記されておらず、事前に告知があれば個人も参加できる形式である可能性も排除できません。 一方で、団体申し込み制として考えた場合、以下の点に不整合が見られます。 ・「連合自治会や中学校区を単位とし……意見交換を行ってきました」「若い世代との意見交換を目的に……実施しました」という記述は、市が主体的に対象団体を選定しているように読めること ・報告書に団体名が書いていない回があること(一般市民向けの開催のようにも見える) 一般的に「タウンミーティング」といえば、広く市民に開かれた公開型の対話の場を想起します。 実際に、生駒市では「お住いの地域にかかわらず参加可能」「申込不要」、さらにYouTubeで配信しています。 https://www.city.ikoma.lg.jp/0000037608.html 吹田市はこれに比べてクローズドであり、一般市民が市長と対話する機会が限定されているように見受けられます。 もし現状のとおり「申し込んだ団体のみが参加できる形式」である場合、以下の懸念があります。 ・透明性の欠如:開催前の告知がなく、誰が・どのようなテーマで市長と意見交換したのかが、開催後にならないと分からない ・機会の不平等:団体に属さない個人市民や、個別課題について意見を述べたい市民に対し、市長との対話の機会が提供されない ・意見の偏り:特定の団体に偏った意見交換となり、「市民の声を広く聞く」という趣旨と実態が乖離する可能性がある ●要望 ・タウンミーティングの形式を、生駒市のようなオープンな形にしてください ・現状のままにするのであれば、タウンミーティングの仕組みが正確に理解できるよう、ウェブサイトの説明文を明確化してください。	「タウンミーティング」は、法律等に定められているものではなく、また、全国的に同義に定義されているものではないと認識しております。 本市のタウンミーティングは平成29年度(2017年度)から実施していますが、開催方法につきましては、回を重ねるごとに、開催結果やニーズ等を踏まえ、変遷してきており、現在は、開催を希望する団体等からの申込制としております。 開催方法等につきましては、市報やホームページで、わかりやすい周知に努めてまいります。	市民自治推進室	R7.11.17	R7.11.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C96-「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)」が時間額1,177円に改定」について市HPでの周知要。	標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。ネットのニュースでは、9月頃に報道がされましたが、吹田市民への周知は、市報の11月号の20頁に掲載。 ⇒情報量も非常に少なく、QRコードが有りません。問い合わせ先が、大阪労働局労働基準部賃金課と電話番号のみです。 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-市報11月号 1)吹田市の市HPへの掲出は、都市魅力部 地域経済振興室が9月10日にされていますが、市HPの新着情報に掲出されておらず、市民および事業者への周知が出来ていないように思えます。 ・共働き世帯が約7割、多くの大学生のアルバイトなどがおられることから市HPでも周知が必要と思います。 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金- 地域経済振興室が9月10日のサイト。吹田市 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-9月10日の新着情報になし。 2)地域経済振興室のサイトには、“最低賃金制度-※” についての説明文の記載が有りません。 ※(国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に・・・)(すべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定(産業別)最低賃金」とがあり、それぞれ原則として臨時・パートタイマー・アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。) ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。高槻市HP ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。茨木市HP ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。 3)欲を言えば、摂津市のように“罰則規定” のリンクが必要。外国人の労働者もおられることから“外国人の方へ-大阪労働局” のリンクが必要。中核市である吹田市のブランドとして、あれば良いと思います。 ⇒添付画像。C96-最低賃金法の違反の罰則について。大阪労働局 ⇒添付画像。C96-外国人の方へ。大阪労働局 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素は、本市労働行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 本市ホームページにおける最低賃金の改定に関する周知内容につきましては、見直しを行い変更させていただいております。 また、今後最低賃金の改定がなされた際の市報での広報につきましても、御意見を参考にさせていただきます。	地域経済振興室	R7.11.17	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C97-契約検査室の「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)改定のお知らせ」について市HP(新着情報)での周知要	1) 標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。総務部 契約検査室は、市HPの“入札に関するお知らせ・通知”のサイトに9月9日に掲出されていますが、市HPの新着情報に掲出されていません。またサイトには、22項目があり、各項目には“更新年月日”の表記がされていない事から応札される事業者には、更新の有無が分からないサイトです。各項目の末尾に“更新年月日”の表記をされるか、またはサイトの冒頭に“新着情報欄”を設けられたら分かり易いと思います。 ⇒添付画像。C97-吹田市の“入札に関するお知らせ・通知”のサイト。22項目 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-契約検査室が9月9日のサイト。吹田市 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-9月9日の新着情報になし。吹田市 2) 摂津市のように“罰則規定”のリンクが有れば良いと思います。 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	更新年月日の表示などに係る御意見についてホームページ作成システムを所管する広報課と内容を共有し、今後もより分かりやすいホームページ作成に努めてまいります。 また、お知らせに関連するリンクの他市事例につきましては、参考にさせていただきます。	契約検査室	R7.11.17	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C65-4。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	標題について、3回目:10月9日に投稿⇒10月23日に回答を頂きましたが、疑問点が有ります。 [9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生(7月7日)したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 [10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明(7月17日)したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 [10/23市回答]:(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 ※今回のリコールについて、ネットで“ミストシャワーのリコール”で検索をすると、1件がヒット。⇒内容は、「アース線の接地が不十分な個体があり、漏電時に感電の恐れがあることが判明いたしました。現在のところ事故等は確認されておりませんが、万全を期して対象製品の無償修理を実施させていただきます。順次お客様へスケジュール確認のご連絡を差し上げます。」 ⇒添付画像。C65-4。メーカーのリコールについての案内 *無償修理の対応開始日は2025年6月中旬を予定。*作業時間は1台あたり約60分を予定。*修理の内容は、アース線の接地不完全箇所のアースバーを取り付け、確実な接地を行います。 市回答-1:ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。このため、7月17日に修繕事業者を確認の際、リコール対象であることが判明しました。 ⇒車のリコールの場合の例:車の製造メーカー⇒車の販売店⇒車の購入者の流れであり、今回のミストシャワー装置の場合は、製造メーカー⇒市役所の装置の設置業者に⇒吹田市の流れであり、今回は、市役所の装置の設置業者が吹田市への連絡漏れです。※安全に関わることであり、通常は連絡漏れはあり得ません。	1)ミストシャワーについては、来期のミスト稼働開始までに問題なく稼働できるよう適切に修繕してまいります。 2)本庁舎においては、災害時の水や電気系統等に関する緊急対応マニュアルがございます。	総務室	R7.10.27	R7.11.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	市回答-2:リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、修理日は決定していません。 ⇒添付画像。C65-4。リコール対象品の銘板・型番・製品No.について、画像で分かり易く説明有り ⇒添付画像。C65-4。無償修理の内容の画像による説明。作業時間60分 ⇒メーカーの説明と市の回答内容に乖離があります。 ※メーカーに問い合わせをしたところ、「リコール対応(含む吹田市役所様)は、7月に対処済み」との事でした。⇒総務室の10/23の回答には、疑念があります。 【まとめ】 1)ミストシャワーの不具合発生(7月7日)から3か月余りが経過しましたが、修理について何の進展も見られません。私は、部外者であり現場の状況は分かりませんが、来年の酷暑期には稼働するように願います。再発防止のために原因の究明をされた方が良いと思います。これから冬季に入ります。水抜きは必要と思います。 2)吹田市には、市役所を始めとして多くの施設の電気・通信・水道・下水などの電気・機械設備があります。地震が発生した場合の対応に不安があります。⇒マニュアルが整備されているのでしょうか？ ※危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
C71-4。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、10月26日に投稿。11月5日に回答を頂きましたが、市HPの新着情報に掲載されたら如何でしょうか。提言です。 [回答-総務予防室]:吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話がつかないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。 ⇒早速、消防本部のHPに新たに項目を設けていただき、ありがとうございます。「メール119を利用」の方法を新しく知る事ができました。 聴覚障害者の方は、知っておられるのかわかりませんが…。 ・11月15日(土曜)から国際ろう者スポーツ委員会が主催のデフリンピックが東京で開催されます。 ・吹田市出身のバレーボールに戌丸奈美さん、吹田市内で働いておられるオリエンテーリングに丘村彰敏さん(高槻市出身)が出場されます。 ※吹田市の新着情報-R7年11月4日掲出の東京2025デフリンピック。高槻市のHP(東京2025デフリンピック)を参照願います。 ※日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年の記念となる大会。 ※福祉部 障がい福祉室、危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。	ご意見を頂きましたとおり、11月7日に掲載いたしました。	総務予防室	R7.11.6	R7.11.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C71-3。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、10月7日に投稿。10月21日に回答を頂きましたが、要望・提言です。 [10/21市回答(広報課)]:(前略)総務予防室と連携し119番通報の通報手段について、(後略)トップページに掲出しておりました。 1)今後、119番通報の障害が発生した場合のことを考え、“119番通報の通報手段について”市HPに記載された内容を教えていただけますでしょうか。 ※私は、過去に救急車の要請をした経験がありますので、よろしくお願いいたします。 2)標題について、今回は1時間ほどで復旧をしましたが、もし同様の事象が長時間の場合のことを考えて、消防本部のHPにも“119番通報の通報手段について”記載される必要があると思います。 [前回投稿の再掲]:伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象があります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要だと思います。⇒前回の投稿で回答が頂けておりません。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。	1について 市公式ウェブサイトのトップページに「大阪府内で固定電話が繋がらないなどの通信障害が起きています。現在、原因調査中です。119番通報が繋がりにくい場合は、携帯電話や公衆電話を利用したり、お近くの消防署などに直接駆け込むなどの対応をお願いします。」と掲出していました。 (担当:広報課) 2について 貴重な御意見ありがとうございます。 吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話が繋がらないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。 (担当:総務予防室)	広報課、総務予防室	R7.10.27	R7.11.5
C91-「令和7年9月分の市民の声を公表」の回答内容が、一部省略されています。	標題について、10月31日に市HP新着に掲載されましたが、私が投稿しました「C72-秋の全国交通安全運動…」の回答内容が3項目の内、2項目が記載されていません。 ・市民部 市民総務室は、速やかに追記願います。 ⇒添付画像。C91-市民の声。10月31日の記載内容。「C72-秋の全国交通安全運動」。回答2項目が記載なし ⇒添付画像。C91-市民の声。土木部総務交通室の回答内容(抜粋)。 2項目追記要 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市民の声の公表データにつきまして、記載が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。 データの作成時に転記が漏れておりました。 修正し、再度公開いたしましたので、御覧いただけると幸いです。 この度は御指摘いただきありがとうございました。	市民総務室	R7.11.4	R7.11.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-3。市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、10月5日に投稿⇒10月17日に回答を頂きましたが、5年後の国勢調査時の吹田市の回答率をUpさせるための提言。 1)回答の締め切り日が、10月8日でしたが現状は下記の添付画像のようです。回答率を全国平均よりも高めて市政運営を図られますようにお願いいたします。 ⇒添付画像。C73-3。国勢調査-10月16日の集合住宅の郵便受け。 ※市民は、画像の様子がいつまで?…と気になります。国勢調査員の方は、ほんとうにご苦勞様です。市は、調査員の方への対応の説明はどのようにされていますか。 ⇒添付画像。C73-3。国勢調査回答状況。ヤフコメ-10月9日 2)目の不自由な方への対応で、1回目の投稿で堺市の画像を添付しましたが、総務省の回答サイトにも記載が有りました。⇒次回は、市HPに記載を… ⇒添付画像。C73-3。国勢調査。目の不自由な方は、市へ連絡を ※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 調査書類の配布については、世帯への訪問時に留守等で会えない場合は、居住の確認や居住していると判断できれば、郵便受けへの投函により配布を行いました。 なお、一度郵便受けに入れた調査書類の回収の指示は行っておりません。 2)について 総務省統計局や他市のホームページも参考に、情報発信に努めて参ります。	総務室	R7.10.20	R7.10.30
C65-3。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんのでしょうか?」	標題について、1回目:9月12日に投稿⇒9月19日に回答。2回目:9月25日に投稿⇒10月6日に回答を頂きましたが、疑問点が有ります。 [9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 [10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 ・10/6の回答では、ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明。7月17日に現地調査時に事業者からポンプがリコール対象になっていると連絡あり。 1)リコールについて、一般的には、車のリコールのイメージで考えますと、使用者の安全に関する時には購入者(使用者)に通知がきます。今回のポンプのリコールについて、納入先業者にポンプメーカーから当然連絡が来ている筈…と考えた場合、吹田市役所にも業者から連絡があるはず。7月17日にリコールが判明に疑問。⇒ポンプメーカーのリコール発表の日付はいつですか?。 ・ミストシャワーって、夏期に稼働することから、メーカーも顧客の信頼を無くす事は避けたいので、それなりの対処ができる体制・人員を考えておられる筈。10/6の回答の時点でリコールの個所の修理が未だ…というのは疑問。 2)総務室は、ポンプのリコール修理対応日の日程調整は、いつに設定されたのでしょうか?。ミストシャワーの目詰まりの修理は、いつ発注されたのでしょうか?。目詰まりの修理なら随意契約と思いますが、“令和7年度の7月・8月の随意契約一覧表(総務部)”のリストに掲載されていません。 3)[私見]:ポンプとミスト発生配管設備は、同一メーカーと思いますが、修理業者は異なっているのでしょうか?。	1)ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。 このため、前答記載のとおり、7月17日に修繕事業者に確認の際、リコール対象であることが判明しました。 2)リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、現時点で修理日は決定していません。ミストシャワー目詰まりの修繕については、リコール対応完了後に行います。 3) 2)のとおり、現時点で修繕業者は決定していません。	総務室	R7.10.9	R7.10.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	※環境部に供覧を願います。⇒熱中症の主管部でもあり、今年の異常な酷暑の3か月間、ミストシャワーが稼働していないことから、同じ庁舎内で一人くらい関心を持って、知ってほしい事象。欲をいえば総務室は、総務部長・環境部・副市長への報告が必要かと思います。 4)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。				
まともに会話できない市職員がいる	貴市職員との電話対応において、こちらの質問に対し一貫して同じ言葉を繰り返すのみで、実質的な回答が得られない事例が複数回ありました。 以下、具体的な事例を挙げたうえで、貴市の見解を伺います。 日時:令和7年10月8日 所属・氏名:総務部 人事室 人事担当 ○○ 概要: 7月29日の電話で、当方の質問に対し「確認します」との返答を受けましたが、その後連絡がなかったため改めて問い合わせました。すると「確認するとは言ったが回答するとは言っていない」という返答が来たため電話をしました。 ―― 私「『確認します』と言った場合、回答するという意味ではないというのが吹田市役所の見解か？」 ○○「はい、そちらに書いた通り」 (略) 私「私の質問に答える必要はないということか？」 ○○「回答するとはお伝えしてない」 私「なぜ回答する必要があるとお考えか？」 ○○「回答するとはお答えしてないので確認だけした」 私「なぜ回答する必要があるとお考えか？」 ○○「今回は確認するとだけお伝えしたので」 私「質問に答えてください」 ○○「確認だけした」 (略) 私「AIに『確認する』の意味を尋ねたら、『後で回答するという意味』という回答だった」	質問のそれぞれにつきまして、これまでの回答のとおりです。 なお、質問4につきましては、人事室内でこれまでの御意見の内容を共有の上、担当職員にて対応しているものです。	人事室	R7.10.9	R7.10.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	〇〇「私の方では内容を知らなかったので確認だけした」 私「今は『確認する』という言葉の意味について話している」 〇〇「内容の確認だけした」 (略) 私「前回の電話で、こちらが『部署の法令違反をどう処分するのか回答ください』と尋ねた後、〇〇が「わかりました」と答えている」(回答を約束したという意味) 〇〇「市民の声でのやり取りを把握してないので、そこを確認した」 (略) 私「前回の電話は録音しており、〇〇が「わかりました」と答えたことは確認済み」 〇〇「内容は確認しました」 ―― このように「確認した」という文言のみを繰り返し、質問に対する実質的な説明や見解の提示は一切ありませんでした。 また、8月18日の給与担当〇〇との電話でも、同様の対応がありました。 いずれの場合も、別の職員への変更を求めましたが拒否され、代表電話からかけ直しても再度同じ職員が対応しました。 【質問1】 上記の対応を、第三者の立場から見て「質問を理解し、誠実に回答している」と評価できるとお考えですか。 【質問2】 このように、質問に対して同じ言葉を繰り返すのみで実質的な回答をしない職員が複数存在する状況を、貴市として問題がないとお考えですか。 【質問3】 「『確認します』と言ったが、回答するとは言っていない」という説明は、一般的なビジネスシーンにおいて通用する表現だとお考えですか。 【質問4】 代表電話の職員が「別の職員に繋げる」と述べたにもかかわらず、同じ職員が対応したのはなぜですか(〇〇の場合、3回ほどこれをくり返しました)。 他の職員がいないと説明されましたが、以下の点から考えられませんか。 ・一人を残して他の職員が一斉にいないのは不自然 ・最初の通話および転送時に、他の職員が電話対応していることを確認済み				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C71-2。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、9月21日に投稿。10月6日に回答を頂きましたが、他市のHPでは、119番通報の障害についての記載(前回投稿時にも記載)しており…からの疑問。 ⇒添付画像(再掲)。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。 9月16日 [10/6市回答(広報課)]:(前略)障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。(2)(前略)広報課と関係所管が連携し、対応してまいります。 1]:市の回答内容は、市HPに“NTT西日本の不具合を掲出しました”とのことですが、119番通報の障害についての記載はされましたのでしょうか？。 ・吹田市役所も通話障害が発生した…との事ですので、消防署の通信システムも市役所と同じシステムの場合、119番通報も障害があったと思います。⇒広報課は、消防署と連絡をとり、119番通報に障害があった場合の代わりとなる対処方法について市HPに記載されましたのでしょうか？。 ・伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象が有ります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要と思います。 ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。119番不通で伊丹市で死亡事故 ・今回のNTT西日本の不具合は、50分ほどで解消されましたが、2022年のKDDIの通信障害は、61時間でした。台風や竜巻・地震などで、大規模な通信設備の被害があった場合に備えて、最悪の場合の対応方法も検討をされておかれたらと思います。 ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。2022年にはKDDIで61時間不通 ・後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 2][私見]:今回の119番通報の障害については、NTTのコメント「受け側がNTT回線を使っている」。 ⇒添付画像。C71-2。NTTのコメント、119番通報の障害。「受け側がNTT回線を使っている」 追伸:私への回答メールのタイトルが「【吹田市広報課】市民の市の回答について」ですが、メールの受信ホルダーでは、内容が分かりません。 ⇒回答時のタイトルは、投稿時のタイトルの表記をお願い、致します。 ※“市民の声”の所管部である、市民部市民総務室に供覧願います。 ※危機管理室に供覧願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	障害発生当日においては障害発生の旨に加え、総務予防室と連携し119番通報の通報手段についてや復旧状況の情報を都度トップページに掲出しておりました。	広報課	R7.10.7	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C81-「吹田市の“消防の歴史” 沿革のサイトを発見しました。」	標題について、今日、This is 大発見をしました。 ・明治39年7月(1906年)～令和6年の現代までの消防、吹田市の歴史が沢山、詰まっていました。 ⇒添付画像。C81-消防の歴史。沿革史(明治39年～現代) ・個人的には、吹田市の消防、吹田市の100年以上の歴史が詰まっており、一市民として素晴らしい資産を残して頂き、ありがとうございます。吹田市消防の職域文化に感謝です。 [提言]:当該のサイトは、吹田市消防本部のHPの「消防本部からのお知らせ」⇒「消防年報」⇒「沿革の概要」…で、やっと辿り着きます。 ⇒添付画像。C81-吹田市の“消防のお知らせ・広報 ⇒添付画像。C81-吹田市の“消防年報 ・沿革のサイトが、現在「消防本部からのお知らせ」の項の中に有り、市民の目に触れることは、非常に少ないと思います。更新の都度、市HPの新着に掲載されることをお願い致します。 ⇒「消防広報」の項に「吹田市の消防の沿革(明治39年～現代)」を追記されませんか？ ※消防への求人募集を毎年、されていますが、もしかしたら応募のきっかけになれば、嬉しいです。 ※広報課ならびに、市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見を頂きましたとおり、そう言っていただけると幸いですので、吹田市消防本部の「消防広報」の項に10月15日に掲載いたしました。	総務予防室	R7.10.14	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-2.市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、9月21日(C70)。9月23日(C73)に投稿。10月3日に回答を頂きましたが、外国人の方への周知対応に疑問、提言。 [9/21投稿(再掲)]:吹田市には、外国人の方が約7,000人?の方がおられます。⇒吹田市国際交流協会のサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文が有りません。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。吹田市国際交流協会[10/3、市回答(担当:文化スポーツ推進室)]:総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。 ・次回の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。市回答(4) 【私見】 1)回答が、国勢調査の主管部所の総務部 総務室ではなく文化スポーツ推進室であり、回答内容から、総務室は外国人対応の窓口である文化スポーツ推進室への要請が無かったものと思えます。しかし、国勢調査は全国民が対象であり、文化スポーツ推進室は当然認識をされており、総務室に対して「何を、どうしたら良いのか」…の声掛けが必要だったと思います。更に加えると、吹田市国際交流協会の職員の方も、同様に連絡をされたら良かったのでわ…。 2)文化スポーツ推進室の回答内容は、「総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されている」との事でしたが、リンク先が市HP国勢調査のサイトならびに吹田市国際交流協会のサイトに国勢調査の具体的な表記が有りません。⇒リンクを貼らなければ外国人の方の目に入りません。欲をいえば、QRコードをプリントできれば良い。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」。総務省統計局「がいこくごサポート」	1、2、4について 他部署とも連携し、外国人に必要な情報発信の充実に引き続き努めていきます。 (担当:文化スポーツ推進室) 4について 市HPの“結果の利用の項”については、総務省統計局の国勢調査キャンペーンサイトの一部を引用し、作成しておりました。御指摘の通り、結果の利用については、公共団体だけではなく、企業や学術・研究機関においても、活用されているため、修正いたします。 本市における、令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)は、参考の率ですが79.7%(ネット43.2%、郵送36.5%)です。(総務省統計局ホームページ、令和2年国勢調査の概要の令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)より) 9月30日現在の外国人人口ですが、8,241人です。 (担当:総務室) 5について 新着情報への掲出については、不審メールへの注意喚起など、限定的に行っており、9月29日の更新情報については掲出を行いませんでした。なお、「令和7年国勢調査の実施」のページについては、トピックスより常時遷移できるようにしており、広報に努めております。 (担当:総務室) 6について 今後は、関係部署と連携を取りながら、広報に努めて参ります。 (担当:総務室)	文化スポーツ推進室、総務室	R7.10.6	R7.10.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	3)先日、国勢調査の回答率について新聞に記事があり、前回の2020年は、83.7%。1995年は、99.5%。要因として個人情報記載の警戒感、単身世帯やオートロックマンションの増加などが影響したよう。 4)文化スポーツ推進室の回答に「次回の国勢調査実施時には、(中略)多言語での情報発信についても検討します。⇒外国人対応について、他市のHPでは、取組がされています。 ・吹田市の外国人人口は、前回調査時(2020年)は、4718人(総務省統計局)。2023年12月時は7014人(吹田市)。3年間で約2300人増加。⇒5年間では、単純に比例増加と仮定⇒3800人増加で、8500人。⇒約1.8倍に。 ・吹田市の人口は、前回調査(2020年)から5年目。5年間で吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、初めて回答をされる方もおられます。 ・市HPの“結果の利用の項”の記載内容:「国勢調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政運営を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されています。」⇒記載内容と実施内容に整合性を持たせてください。※他市:大学等の研究機関は国勢調査の結果を基礎資料として、社会・経済の分析を行います。 ※吹田市の市政運営は、現在、第4次総合計画(2019～2028年度)に基づき行われており、後半に入っています。第5次総合計画の策定は、1年ほど前から実績把握・情報収集・分析・今後10年間の方針などの作業が考えられます。国会においても日本の人口の高齢化・労働生産人口の減少・外国人との共生の議論が始まっており、今回の国勢調査は吹田市にとっても重要な意味があり回答者の増加による精度の高いデータが求められるのでわ…と個人的には思います。 ⇒吹田市の前回の回収率(出典も)ならびに、9月30日現在の外国人の人口が分かれば、教えていただけますでしょうか。 ※回答は、遅くなってもかまいません。回収率を高められることがあれば、市民への周知をお願いいたします。 5)9月21日、9月23日に投稿により、国勢調査の市HPが9月29日に更新されていますが、市HPの新着情報に掲出がされていないことから更新内容が、市民への周知が出来ていないと思います。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」9月29日新着に無し 6)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 ※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に供覧を願います。 ※市議会の中の文教市民常任委員会委員長に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C79-「そーなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ」サイト内のデータに古いものが…	1) 標題について、2025年3月28日に市HPに掲出されており、冒頭の説明文に「データは毎年3月ごろに更新予定です。」の記載が有りますが、記載年が遅いものがあります。 ⇒行政経営部 企画財政室は、更新を速やかにお願い致します。吹田市内で起業を考えておられる方や、事業をされている方が参考にして事業計画を立てておられるかもしれません。 ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」(部分) ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。外国人人口。2023年12月 2) 吹田市の重要な多くの指標ですが、市HPの新着情報に掲出がされていません。多くの市民への情報周知により市政への関心を持って頂けるのでは?…と思います。 ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。新着情報-3月28日になし ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) 「そーなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ～」を更新する3月時点において、外国人人口割合を算出する際に用いる大阪府統計年鑑は、令和5年度(2023年度)が最新だったため、グラフ・表の時点を経料全体で揃えているものです。 今後とも市民の皆さまにとって、分かりやすいデータを提供できるよう、努めてまいります。 2) 市ホームページへの新着情報への掲出について、今後いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。	企画財政室	R7.10.6	R7.10.14
C69-2.「駅前の“町名街区地図案内板”の正常化が必要」	標題について、9月17日に投稿。9月26日に回答を頂きましたが、疑問 & 提言です。 [9/26-市回答(要点)]①:市内全域で102箇所あります。②:例年の予算の範囲内で全て補修することは難しい。③:修正が必要な箇所を優先づけて実施。 1-1) 市内全域で102箇所設置されていても、良好な案内板～軽微な修正で対応可～地形図の修正要～速やかに対処すべきものまで色々。 ⇒全ての案内板の正常～要修正～要改修の程度の把握・緩急度などの管理はできていますか?。 ・投稿した、案内板の設置時期は、2010年であり、15年が経過。⇒修正済の箇所、修正未の箇所が混在。前回投稿のように、補修箇所に整合性・一貫性があります。 1-2) 例年の予算の範囲内で…⇒単に前年並みの工事費の要求に思えます。⇒令和7年度予算の要求(具体的なヶ所の件数・金額)の根拠は、どのようにされましたか?。 1-3) 優先付け・緩急度の定義は、有りますか?。経年、公共施設の移転、通行者の多い駅前の案内板、市職員での対応可否、業者への発注。 2) [再掲] 公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”の管理部署に情報提供をするルールは、ありますか?。 3) 追伸:朝日が丘町17の市施設-わかたけ園は相当前に移転。藤が丘町35の池は有りません。小規模の公園(遊園)の表示にばらつきがあります。⇒昭和の時代からの“遊園”を含めて数か所が、表示されていません。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1-1) について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、公共施設や規模の大きい建物等も優先し更新を行っています。項目ごとに更新を行っているため各案内板で更新割合に差があることは認識しています。 1-2) について 街区の変更箇所を優先的に更新する必要があるため、令和6年度に街区変更を行った箇所について、10基分の補修作業費用を予算要求したものです。 1-3) について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、次いで公共施設や規模の大きい建物についても優先的に更新しています。 2) について 現時点ではルールはありません。 3) について 更新必要箇所として、今後の補修作業のあり方も含めて検討していきます。	市民課	R7.9.29	R7.10.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
『市報すいた』に企画提案	『市報すいた』に「運動はええよ」あるいは「高齢者向けコーナー」があります。このページに企画を提案します。 有志が市内でおこなっている「早朝体操」の一覧表を掲載して、健康寿命の促進を促します。 一覧表に収録を希望するグループを募集します。項目は、連絡先、会費(私のグループは入会金1000円のみ)、場所、時間(同夏期6時から、冬期6時45分から30分間)、その他(同、体験参加可)、です。 私のグループの場合、紫金山公園神社側で毎朝30分間の体操をします。15年前まで30人が出席しましたが、今は12人です。近くの市場池公園の方が多くの吹田市民が参加していますから、隣接する市域も含めたいと思います。	市報すいたでは、市民団体などの活動を応援するコーナーとして、「市民のひろば」を設けております。 イベントの告知や仲間の募集にご利用いただけ、連絡先や会費、場所、時間などをご記載いただけます。 掲載には基準や申し込み期間などがありますので、まずは「掲載のてびき」をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018881/1022168.html	広報課	R7.9.29	R7.10.9
市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応6	7月29日に人事室へ電話で問い合わせた際、過去に質問した件について「公園みどり室と障がい福祉室への聞き取りが不十分だったため、改めて聞き取りを行った上で再回答する」との説明を受けました。 しかし、2ヶ月経過した現在も再回答をいただいております。 つきましては以下を確認いたします。 ・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考慮えられるのか ・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたい ・過去の質問、電話での質問への回答	・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考慮えられるのかについて 7月29日のお電話では、公園みどり室、障がい福祉室への確認の御要望があったと認識していますが、回答をするといった約束はいたしていません。 ・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたいについて 上記のとおり、回答をするといった約束はいたしていません。 ・過去の質問、電話での質問への回答について 公園みどり室、障がい福祉室の対応を含め、適切に対応をいたしております。	人事室	R7.9.30	R7.10.8
吹田市役所の駐車場誘導員	阪急吹田駅前にある吹田市役所の駐車場誘導員について意見します。 曜日に依って外部委託先から2-4名が勤務していると思います。 駐車場から庁舎へ向かう横断歩道の誘導は必要と思いますが、道路から車を呼び込む係と、駐車場内を巡回する係は不要と考えます。私自身、まともな誘導を受けた記憶がなく、毎度高圧的で偉そうな割に、役に立っているとは思えません。 推測ですが、あの方々に毎月100万円程度の経費が発生していると考え、無駄に思います。 市役所のかたがた、一般市民と同じ駐車場に停めてみてください。全く誘導員が居ないスーパーマーケットの駐車場と何ら変わらないことが分かります。	本庁舎におきましては、歩行者の安全確保、駐車場混雑時の円滑な入出庫を可能とするため、施設警備と合わせて駐車場に警備員を配置しております。 警備員に対しましては、駐車場における有効な誘導を行うよう、また、利用される皆様が不快な思いを抱くことが無い親切、丁寧な対応を行うよう、委託事業者を通じて指導してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	総務室	R7.9.16	R7.10.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C71-「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要	1) 標題について、他市ではHPで周知がされています。119番通報の障害もあり、市民への周知は必要と思います。 ・市役所の電話受付の方は、受信本数が極端に減少している筈であり、関係個所に情報提供、対応が必要と考えます。 ・今回の投稿は、市内の企業で電話受付業務をしておられる方からの情報。「電話も、FAXも少なく、静かでした」の情報によるものです。 ⇒添付画像。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。9月16日 2) 吹田市の判断・対応をされる部署はどこですか？ ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	9月16日のNTT西日本の不具合については、障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。9月16日の様な状況においては広報課と関係所管が連携し対応してまいります。	広報課	R7.9.22	R7.10.6
C65-2。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	標題について、9月12日に投稿。9月19日に回答を頂きましたが、提言です。 1) [9/19-市回答] ミストシャワーの一部で目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 ⇒ミストシャワーの故障が分かったのは、何時ですか？。業者への発注されたのは、何時ですか？。⇒修理ができるのは何時ですか？。 2) [私見] ミストシャワーの目詰まりが一部の個所で発生…との事ですが、今年の夏は、例年にない厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。目詰まりが一部の個所であるのであれば、ミストシャワーを稼働させて、来庁者への暑さが和らげる事ができたのでは、と思います。 ⇒貼り紙で、“修理手配しています”をされたら良かったのではと思います。 3) 今年の夏は例年にも増して厳しい暑さで、ニュースでも「過去最高気温」や「猛暑日連続」といった言葉が並び、気候変動を肌で感じる日々でした。特に、高齢者には。 ⇒添付画像。C56-2。ミスト。気温変化推移グラフ。1900～2024年は、2年前から2.9度急上昇 ⇒添付画像。C56-2。ミスト。2025年夏は「統計開始以降、過去127年間で最も暑い夏」9/9。昨年よりも、2.36度上昇。 ※環境部ならびに“安全・安心のまちづくり宣言”の主管部所である、危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明しました。また、修繕対応を進めるにあたり、7月17日には事業者を伴い現地確認を行っております。 現地確認の際にミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明したため、安全面等を考慮し、ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定です。 本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日(正午から午後5時まで)に稼働しており、来期の稼働開始までには、ミストシャワーを問題なく稼働できるよう対応を進めてまいります。	総務室	R7.9.25	R7.10.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C70-市HPの「国勢調査をよそおった不審メールに注意」への補完情報。	標題について、9月20日の新着情報に掲出されましたが、4点の補完情報の提言。 1)吹田市のサイトに記載のリンク先の“かたり”の内容は、総務省統計局が発信する文書のみで、別紙に概略が記載。 ⇒9月18日に、私への毎日届く迷惑メールに当該のメールを受信しました。⇒市職員の方にも届いていると思われます。 ⇒添付画像。C70-国勢調査違法メール-PDF_20250918 2)9月20日の市のサイトには、大阪府統計課の「250918-国勢調査「かたり調査」にご注意ください！」のリンクが貼られていません。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。大阪府のリンクなし ・内容は、隣接市の豊中市で発生している訪問の事案が上記(1)に加えて記載。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。大阪府HPの「かたり調査」にご注意ください！」 ※近隣の豊中市、箕面市、摂津市、茨木市のHPでは、リンクが張られています。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。箕面市。大阪府のリンクあり。9月18日 3)9月20日の市のサイトの「かたり調査」にご注意ください！」の項の「不審に思われた際は、回答しないで速やかに“市にお知らせください。”」に、電話番号の傍記が必要。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。お知らせくださいに。電話番号要 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり訪問。豊中市。電話番号あり。6月16日 ※国政調査の内容は個人情報であることから、不審な電話や訪問があったときは、素早い対応が求められます。 4)吹田市には、外国人の方が約7,000人？の方がおられます。⇒吹田市多文化共生ワンストップ相談センターのサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文が見つけれません。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1及び2について 情報の充実を図るため、大阪府総務部統計課の「かたり調査」にご注意ください！のページのリンクを作成しました。 (担当:総務室) 3について 早急に連絡いただけるよう、電話番号を追加しました。 (担当:総務室) 4について 総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。 次回の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。 (担当:文化スポーツ推進室)	総務室、文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、9月20日の新着情報に掲載されましたが、6点の補完情報他の提言。 ※前回調査(2020年)から5年目。吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、今回初めて記入される方もおられます。回答をネットで外出先でされる方。また記入をされた方は、いつ公表されるのか気になります。 1)【国勢調査の回答方法】⇒吹田市のHPには、提出についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが・・・ ⇒添付画像。C73-国勢調査の回答・提出方法。吹田市なし・茨木市の例 2)【国勢調査についての問い合わせ先】⇒吹田市のHPには、土日・祝日対応についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが・・・ ・他市(豊中市、箕面市、茨木市、高槻市、堺市、西宮市など)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても記載が必要かと思えます。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。吹田市。期間、土日・祝日対応記載なし ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。豊中市・箕面市・高槻市の例 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。茨木市。コンタクトセンターでは、外国人世帯への通訳オペレーターを介した対応などが記載 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。堺市。調査票が追加で必要な場合や、拡大文字調査票、点字調査票、調査票の対訳など ※駅で、白杖の方との会話で、知りました。 ⇒添付画像。C73-国勢調査についてのQ&A。問い合わせ先。西宮市	1)の回答 紙の調査票での回答方法を追加しました。 2)の回答 お問合せいただく時間や市へお問い合わせいただく内容等がわからないため、修正しました。 3)の回答 調査結果の公表予定がわかるよう、修正しました。 4)の回答 他市や総務省統計局を参考に、修正しました。	総務室	R7.9.24	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	3)「今回の調査結果の公表」について吹田市のHPには、記載がありません。発表予定時期や総務省統計局のHP(外部リンク)の記載で、理解が深まります。 ・令和8年5月末までに「人口速報集計」が公表され、同年9月末までに年齢別人口・世帯の状況などを集計した「人口等基本集計」が公表される予定です。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の結果の公表。総務省統計局のHP(外部リンク)。茨木市、尼崎市の例 ・茨木市の結果の公表のリンク先。 https://www.e-stat.go.jp/ ・尼崎市の結果の公表のリンク先。 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html 【要望】 4)今年の国勢調査は、22回目。前回は、調査開始100周年でしたが、他市ではHPの冒頭に記載が有りましたが、吹田市のHPには記載されていませんでした。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の概要・目的:22回目の調査。堺市・西宮市。他市でも記載あり。 ⇒添付画像。C73-国勢調査100年のあゆみ 5)【参考】HPの構成で、西宮市のHPIは、冒頭に各説明の項が目次形式で、見たい項目へジャンプ機能が有りました。 ⇒添付画像。C73-国勢調査について。西宮市(部分) 6)【参考】9月21日投稿の-C70-(4)関連。 ⇒添付画像。C73-国勢調査。豊中市の外国人への周知。6か国語・国別のサイトのタイトル。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
外国人との共生促進の可能性について	日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン騒動がありました。JICAも日本政府も各自治体も内容の詳細を示さないために大きな話題となり、地域住民を中心に大きな反対運動となっています。 各自治体では事前に市民へのお知らせ等はなく、市の職員も寝耳に水だったようですが、JICAのような団体からの一方的な認定にしろ、市長の独断にしろ、吹田市でも今後そのような可能性や現在進行中の案件などはあるのでしょうか？また、それらはどこで公表され、決定前に一市民として意見を申し上げたり賛否の意思表示をすることが可能であるか教えてください。 外国人が地域に増えるということは、ゴミ出し問題や騒音問題などが起こるものです。特に今回問題になったアフリカのような地域からの流入者であれば感染症や宗教の違いによるトラブルもとても心配です。また、学校教育現場において日本語の通じない子やムスリムに対応することで日本人の子の学習機会や給食における日本の食文化が奪われるようなことがあってはなりません。 吹田市多文化共生推進アクションプランというのがあるようですが、外国人と同じ地域で暮らす上で、市民が我慢するのは共生ではないということをしかりと念頭に置いて実行していただきたいと思います。	本市において、「日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン」のような取組を行う予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html	文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.9.29
国勢調査員からの質問について	本日(9/22)の夕方我が家に国勢調査員が来られました。簡単な説明の後に家族構成を訊かれました。うっかり答えましたがこれって本当に答える必要が有るのですか？ 又、調査員に対して家族構成を各戸別に訊くような指導をされていますか？もしそうだとしたら犯罪の温床になる気がするのですが実態がどうなっているのか教えてください。そして調査員に対してその様な指導をされていないなら即刻止めさせて下さい。回答をお待ちしています。	この度はご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。 総務省統計局が作成している「調査の手引」等に、「調査書類の配布時には、調査票1枚に4名分しか記入することができないことを説明した上で、調査票の必要枚数を確認する。」と記載があります。そのため、「世帯員数が5人以上であるか」又は「調査票が2枚以上必要か」といった質問をし、調査票の必要枚数を確認させていただいています。 ただし、世帯員数を確認することはあっても、家族構成を確認するようには指導していません。 つきましては、ご指摘いただいた内容について、調査員へ再度指導いたします。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	総務室	R7.9.24	R7.9.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C69-「駅前の“町名街区地図案内板”の正常化が必要」	豊津駅前に設置されている“町名街区地図”が経年により、公共施設の位置が移転他などでの変化が見られ、現状と異なり市民に誤解を与えます。 また、当該エリアには、大型のマンションが多く建設されて、新しい住民が増えていることから、正常化が必要。また毎年、3月には新入大学生がマンション入居に伴いウロウロされています。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図案内板。豊津駅前 1)数年(5年位)前に、駅前からコンビニの前に移設されましたが、“現在位置”の矢印は旧のままで、正しくありません。⇒移設時に変更すべき。加えて、夜間はコンビニの多くの蛍光灯が映り込み見難いです。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図。豊津駅前で地図を撮影の方 ※総合福祉会館、図書館、体育館、市民プールへ行かれる方が、良く見られています。 2)山手町1丁目の山手地区公民館は(完成から6年半)、まだ旧の位置に表記。関連で山手町4丁目37の高齢者いこいの間は、同時期に移転、まだ文字が。 3)旧吹田市民病院(移転から7年目)および医師公舎跡は、文字が消されていますが、市民病院併設の看護師寮や保育園は廃止されているのに文字が残っています。⇒なぜ一緒にされなかったのか疑問。 4)高寿園(福祉避難所・支援センター)の旧の位置の文字は消されているのに、移転先には建物・文字の表記がありません。 5)大和大学が開校から5年になりますが、広い敷地なのにまだJR西の社宅群のままで、建物・文字情報がありません。 6)出口町35のマンション(広域避難地に指定)の建物・文字表記がありません。他のマンションには、名前が表記されているのに・・・ 7)山手町2-1の山手ハイツ、山手町2-18の郵政の社宅2棟は建替えられて、新しいマンションが出来て名前が変更されています。山手郵便局の表記は、必要と思います。 8)公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”の管理部署に情報提供をするルールが無いと考えます。このエリアに住んでおられる市職員がおられたら、気づいて欲しい。 9)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。秘書課長様から、後藤市長様への情報提供をお願いいたします。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	お問い合わせいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。 市内各所に設置されている町名街区案内図については、修正が必要である箇所を順に毎年補修作業を実施しております。ただ、市内全域で合計102箇所設置されている案内図について、例年の予算の範囲内で全て補修することは難しいため、優先的に修正が必要な箇所を選定の上実施しております。 今年度は御指摘いただきました豊津町設置の対象案内図も含め、優先的に必要な箇所の補修作業を実施するものとします。 以上、どうぞ宜しくお願い申し上げます。	市民課	R7.9.17	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C68-「吹田市の“企業版ふるさと納税”サイトへの提言」について	1)吹田市の“企業版ふるさと納税実績”のサイトは、更新日は2025年1月22日であり、今迄の実績は令和6年度の2社のみで、令和7年度および令和5年度以前の記載はありません。 ・“企業版ふるさと納税”は、吹田市以外の企業からの寄付になります。他市では、令和3年度から寄付の実績もあります。吹田市への寄付企業数が少ないことについて、吹田市行政経営部 企画財政室は、どのように分析をされていますのでしょうか？。 ⇒添付画像。C68-吹田市の企業版ふるさと納税実績。R6年度-2社のみ。令和7年度、令和5年度以前なし 2)【私見】吹田市への寄付をされる企業が少ないのは、①吹田市の事業名が企業とマッチングしないのか？。②寄付をされた企業の記載内容が文字情報のみであり、他市のHPのように“企業のロゴ、企業様ご紹介、HPのリンク”が貼り付けて無く、⇒企業にとっては、PR効果が低いと思っておられるのかもしれませんが。⇒検証が必要かと思えます。 ※また、枚方市への実績は、R6年に18社。R7年に8社が寄付をされています。加えて感謝状贈呈式(令和7年9月8日開催+他の企業にも有り)の様子のリンクがあり、寄付をされた企業への敬意が見られます。 【他市の実績。9/14日現在】 ⇒添付画像。C68-西宮市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-尼崎市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度5社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-豊中市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度23社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-池田市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度6社)(令和7年度4社) ⇒添付画像。C68-箕面市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度22社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-摂津市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度1社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-茨木市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度18社)(令和7年度8社)+感謝状贈呈式 ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市では、令和6年度に初めて2社からご寄附いただいております。令和5年度以前の実績はなく、また、令和7年度についても、令和7年9月1日時点での実績はございません。 制度開始から、庁内での周知やチラシ・ホームページの作成による企業向けの周知を行ってまいりましたが、実績が少ないため、さらなる周知や工夫が必要と認識しております。 2-①)について 本市では、寄附の対象となる事業を「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に紐づく4事業としており、具体的な取組名称ではないため、企業にとってマッチングしづらい場合もあると存じます。 そのため、ホームページやチラシでは、4つの対象事業に関連する具体的な取組例も記載しているところですが、企業の寄附のご検討に資するわかりやすい情報となるよう努めてまいります。 2-②)について 企業におかれては、寄附によるPR効果を含めて寄附をご検討されることもあると存じます。 本市においても、掲載内容の充実に努めてまいります。	企画財政室	R7.9.16	R7.9.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C52-「参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市HPへの掲出に疑問。	表題について、9月2日の新着情報に掲載されましたが、違和感があり、サイトを開くと冒頭に「この案件は募集を終了しています。」の記述が。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」の新着情報9/2 ・募集期間は、2025年4月9日～4月18日であり、また更新履歴の最終は、2025年4月28日の入札結果を掲載しました。であり、選挙管理委員会事務局は市HPに掲載された目的を教えてください。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」のサイト。募集終了。9/2 ※広報課に供覧願います。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ⇒今日まで市HPに掲載されたままで、削除がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？。見ておられたら選挙管理委員会事務局に情報提供されている筈。 ※写真については、公表しておりません。	参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市ホームページですが、更新内容に一部修正があったことにより、9月2日に更新したため、新着情報に掲載されたというところです。	選挙管理委員会事務局	R7.9.5	R7.9.24
C64-「市役所駐車場混雑時の案内」で前面道路を通り抜けされる車の安全誘導が必要。	市役所の増築工事も終わり、作業事務所がなくなり駐車スペースが戻りましたが、交通整理員が少なくなり、入庫ではなく前面道路を通り抜けられる方は、対向車線を逆走する(画像右下、左上)必要性があり、この方たちの安全誘導が必要。⇒カーブ個所では、前方の対向車線の状況確認ができません。(画像左下) ⇒添付画像。C64。市役所入口の車の混雑状況(4枚組) ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることのないよう対応しております。 今後も、混雑状況に応じて警備員の配置を増やす等、安全確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C65-「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	今年の夏は、例年になく厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。市役所に8月に数回、行きましたが稼働していませんでした。 吹田市は、市役所の正面玄関右のミストシャワー装置を稼働されるのでしょうか？。どのような時に稼働されるのでしょうか？。 ⇒添付画像。C65-市役所のミストシャワー装置 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。	本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日において、正午から午後5時まで稼働しています。 今夏も上記のとおり稼働していますが、ミストの目詰まりが発生したため、一部の箇所では十分な水量が噴霧出来ていない状況になっており、現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますようお願いいたします。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C66-「市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。」	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線・拡大 ※写真については、公表しておりません。	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部を確認したところ、電気コードはサイネージの脚横を通っていました。また、サイネージ設置位置のずれ等で電気コードを踏むことがないように、電気コードの位置を見直しました。	総務室	R7.9.12	R7.9.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市民の声で文字サイズを小さくするのは不適切です	市民の声において、文章が長くなると文字サイズを小さくして掲載している例が見受けられます。 この運用は以下の点で適切ではないと考えます。 ●可読性の低下 文字を小さくすると、高齢者や弱視の市民にとって読みにくくなり、市民誰もが平等に情報を得られるという原則に反します。 PDFは、印刷を前提とした固定レイアウトの形式です。文字サイズが固定されているため、ブラウザや端末の機能で簡単に文字を拡大することが難しい場合があります(特にスマホでの閲覧時)。 ●アクセシビリティの配慮不足 行政文書は、JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針)に準拠することが求められます。「文字を縮小して詰め込む」という方法は、視覚的に弱い立場にある市民への合理的配慮を欠くものです。 ●形式優先の姿勢 本来は文字量が増えた場合、ページを増やすべきであり、単に文字を小さくすることは、市民にとっての利便性を軽視した対応といえます。 要望: 長文を掲載する際には、文字サイズを小さくするのではなく、ページ数増加によって可読性を確保してください。	平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 市民の声の公表につきまして、長文の場合に文字サイズを小さくしており、御不便をおかけしました。 データ管理の都合上、枠に入りきらないときには文字サイズを小さくして収める方法を採用しておりました。 今後は、文字サイズを小さくするのではなく、標準の文字サイズのままページ数を増やして、市民の皆様に読みやすいように記載させていただきます。	市民総務室	R7.9.4	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C54-市HPに 掲出の「第6回 吹田市バリアフ リー推進協議 会」のタイトル に提言。	標題について、9月3日の新着情報に掲載されましたが、このタイトルでは、推進協議会の説明なのか、開催案内なのか、開催結果なのか分かりません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。新着情報。9/3 ⇒添付画像。C54。推進協議会。サイト。8/26 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みでした。⇒タイトルは、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の開催結果。または、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の議事要旨にされたら分かりやすい。 2)今回は、開催済みであることから、議事録要旨の添付が必要と思います。 3)協議会の構成メンバーの記載が必要と思います。連合自治会長様は、入っておられるのでしょうか？ 4)「資料3-3。重点整備地区・生活関連施設・・・」で全体図の“X印”の説明が、凡例に記載されていません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。資料3-3の“X印”。 5)バリアフリー推進協議会は、傍聴可能な会議体ですか？。7月30日に市HPの新着情報に事前案内がされていますが、傍聴についての説明文がありません。 6)バリアフリー化関連で、他県での視覚障害者の踏切での死亡事故を受けて、阪急電車豊津駅前踏切で少し前に、点字タイルが設置されましたが、府道の北側(市管理道)と南側(府道)で形状が、異なっています。視覚障害者の方は「何！、これ！」、困られると思います。⇒吹田市と、大阪府の担当部署の事前協議は、国が色々と検討されている中でどのようにされたのでしょうか？。 ・市議会議員何人かが、駅前での辻立ち説法をされていますが、気づいて欲しい事象です。 ⇒添付画像。C54-阪急電車・豊津駅前踏切・点字タイル	1 新着情報のタイトルについて 今後、頂いたご意見を参考に掲載させていただきます。 (担当:総務交通室) 2 議事録要旨の添付について 議事録要旨につきましては、準備出来次第掲載予定です。 (担当:総務交通室) 3 協議会の構成メンバーの記載および連合自治会長の所属の有無について 委員名簿の掲載をいたします。連合自治会長は委員ではございません。 (担当:総務交通室) 4 資料3-3の凡例の記載漏れについて 凡例については、ご指摘のとおり記載漏れがありました。 今後、凡例の記載漏れがないように注意して資料を作成させていただきます。 (担当:総務交通室) 5 傍聴の可否及び説明について バリアフリー推進協議会は傍聴可能な会議体です。会場及びWebによる傍聴の募集において、事前にホームページ上に掲載させていただきました。 頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 (担当:総務交通室) 6 豊津駅前踏切の点字ブロックについて 阪急電車豊津駅前踏切の北側は市所有地ではありますが、府管理地になります。	総務交通 室、道路 室、障がい 福祉室	R7.9.8	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	7)バリアフリー化については、必要なことですが、吹田市道にはセンターラインや道路上の文字が消えているヶ所が多くあります。また無駄と思える工事もあります。予算配分の事前調整・優先順位付けの権限者は誰が行っておられるのでしょうか？。 8)令和6年(2024年)4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されましたが、吹田市の市会議員や職員・指定管理者の方々全員に周知(具体例での)がされていないように思えます。 9)【追伸】ルイ・ブライユによる点字考案200周年。1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及で60年。市民に周知をされたら良いかと思います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府茨木土木事務所へ点字ブロックの件について問い合わせしたところ、「踏切道内の誘導表示(エスコートゾーン)については、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に沿って設置しています。南側については、踏切の東側に歩道がないことから北側の誘導表示と異なる仕様になっています。なお、当該踏切道の誘導表示については、視覚障がい者の方と立会いのもと計画し、設置したものです。」と回答がありました。 (担当:総務交通室) 7 バリアフリー化について 道路表示の塗り直し等は道路の維持補修の一環として行っており、市民要望の内容に応じて周囲の状況やその危険性、緊急性を総合的に勘案して実施の可否を判断しております。 また、道路の維持補修工事は全て必要があって行っております。 なお、予算案の作成は事業を所管する各々の部署が作成し、予算案を市議会に諮り、議決を経て承認されるものです。 (担当:道路室) 8 合理的配慮の義務化の周知について 合理的配慮の義務化について、理解が促進するよう、引き続き庁内のネットワークを活用し、具体的な事例を踏まえた啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室) 9 点字ブロックの周知について 情報提供ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
各担当課の回答の放置および中間報告がない件について	吹田市ホームページ上のお問い合わせフォームには、「お問い合わせ内容によりましては、回答にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。回答は原則2週間以内に行います。回答にお時間がかかる場合は、担当からメールにてご連絡いたします。」という定型文がありますが、これまで担当課にお問い合わせでも、回答がなく、放置された結果、市民の声に投稿し、ようやく担当課から回答があったケースが複数ありました。 内容によって、回答に2週間以上かかるのは致し方ないと考えますが、回答作成中である旨の連絡がないと、握り潰す気なのか、やる気がないのか、メールを確認していないのか、など嫌な気持ちになります。 初回の投稿は問い合わせ確認メールが届くので、まだ安心できますが、担当課との直接のやりとりが始まると、問い合わせ確認メールも届かず、より不安になります。 何かしらの連絡を入れるように全庁での徹底をお願いします。 また現状的に2週間以内の回答が困難であれば、期間や対応方法の見直しをご検討ください。 記載されているルールに乗っ取って問い合わせをしているつもりなのに、ルール通りの対応がされないと、信じられなくなります。 改善を希望します。	各室課ホームページのお問い合わせ専用フォームにいただいたお問い合わせ等につきましては、2週間以内に回答することを原則としておりますが、回答に2週間以上要する場合には、申出人の方への御連絡を徹底し、回答に時間を要している旨や回答できる目安をお伝えするよう、全室課に周知いたしました。 また、担当課と直接メールでやりとりされる場合にも、メールを受領し対応中であることを必ずお知らせするよう併せて周知いたしました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民総務室	R7.9.1	R7.9.10
吹田市における外国人の受け入れについて	昨今、外国人観光客、移民の増加による治安の悪化等が話題となっています。 かねてから川口市ではクルド人による問題が話題となっていました。が、政府は中国、インドからの移民の受け入れを決め、さらに先日は長井市、三条市、木更津市、今治市がアフリカ各国のホームタウンとして認定されました。 そこで質問ですが、吹田市では今後、市として移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国との上記4都市のホームタウン認定ような、市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針はあるのでしょうか。 また現在は特区民泊について吹田市では認められていませんが、今後も同様の方針であるのでしょうか。 市の治安と、市民の安全を、心配しています。	移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国とのホームタウン認定のような市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針について 本市において「アフリカ各国のホームタウン」や「市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組み」の予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_00001_02637.html (担当:文化スポーツ推進室) 特区民泊について 本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は実施いたしません。 (担当:企画財政室、衛生管理課)	文化スポーツ推進室、企画財政室、衛生管理課	R7.8.25	R7.9.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駅のイオン前での男2人による喧嘩について(治安悪すぎ)	8月6日19時10分頃、北千里駅のイオン前で突然男(青いカッターシャツ、グレーのズボン、黒のリュックで白髪混じりの50～60代くらい)が大声で怒鳴りだしもう一人の男性の胸を小突いて喧嘩が始まりました。 するとバス停でバスを待っていた正義感のある男性が仲裁に入りましたが、喧嘩は収まらずみんな何事かと見ていました。 その後二人はイオン北千里店に入って行った様子でその場からは消えました。また、警察官のバイクが直後に通りましたがバスが死角になってたのと2人はイオンの店内に消えていたので警察も役に立ちませんでした。 前から言っているが、北千里ではこのような輩が増えている、再開発をするなら姫路駅前のように再開発をすることで治安改善してほしいです。これでは警察がいくらパトロールをしても安心して暮らせません。 再開発で2012年以前の安全な北千里を取り戻して下さい。	治安に関するご意見につきましては、本市としても、北千里駅周辺活性化ビジョンにおいて「安心安全の視点」を掲げており、地区センターの再整備にあたっては、防犯に対する取組も必要と認識しています。 当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R7.8.7	R7.8.14
議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について5	【質問1】 > 回答1)御意見として承ります。 その回答に対しては、2回目の質問ですでに以下のように返答しています。 > 前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのように扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。 > しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。 > 今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。 同じ回答をくり返すということは、こちらの意見にまともに返答しようとしていないことを意味します。誠実さに欠ける対応です。 つきましては、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」にお答えください。2回目の回答で「問題ない」と述べたのですから、答えられる筈です。 【質問2】 > 市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。	御質問いただきました、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について3、質問1「なぜ期末手当を記載しないことが誤解を招かないと判断できるのか」の回答で、すでに回答させていただいております。 御質問いただきました、「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではないのかのご説明ください。」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について4「「市政に関する情報を提供する考え」であるならば、なぜ比較対象は「市内で働く人の平均給与額」にならないのでしょうか。」の回答において、すでに回答させていただいております。	人事室	R7.7.28	R7.8.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではないのかご説明ください。 「市政に関する情報を提供する目的」であるならば、より実態に近い比較を行うべきです。実態と乖離した比較は、市民を誤認させます。				